

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月14日
【会社名】	中央魚類株式会社
【英訳名】	Chuo Gyorui Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役会長 伊藤 裕康
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地5丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月27日に提出いたしました第67期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成26年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の連結子会社株式会社ハウスイ（以下「ハウスイ」という。）の連結子会社（持分比率100%）である株式会社せんにち（以下「せんにち」という。）において、同社の元従業員により、過去3年間にわたって、同社の仕入先からの請求書を偽造するなどの手法により、支払金を着服していた事実が判明いたしました。

かかる着服の事実を受けて、せんにちは、同社の顧問税理士事務所及び公認会計士に対し、着服に関する事実関係についての調査を依頼したところ、本調査の過程において、平成25年4月の設立以降3年にわたり、得意先との取引につき、会計処理の誤りと見られるものも含めて、売上が過大に計上されていたなどの報告を平成28年3月上旬に受けました。

当社としては上記調査結果をハウスイより受け、当社監査法人と協議を行った結果、不適切な処理に伴う債権債務の修正及び売上高、損益の修正を行いました。

本件は、取得後のハウスイ並びにせんにちの全社的な内部統制、業務プロセス及び決算財務プロセスの脆弱性から不適切な会計処理を招いたと認識しております。

以上の結果、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、以下のとおりの再発防止策を実施して改善してまいります。

- (1) 子会社における業務体制の見直しと監督機能の確保
- (2) 子会社の経理業務担当者への教育
- (3) 内部監査体制内部通報制度の強化
- (4) グループ全体のコンプライアンス意識の向上